

# 第1回 忠岡町第7期介護保険事業計画及び第8次高齢者福祉計画策定委員会 会議録

日時：平成29年7月13日（木）午後2時～  
場所：忠岡町役場 3階 研修室1・2

## ■会議次第

1. 委嘱状交付式
2. 町長挨拶
3. 委員紹介
4. 忠岡町第7期介護保険事業計画及び第8次高齢者福祉計画策定委員会設置要綱の説明  
案 件
  1. 委員長及び副委員長の選任について
  2. 忠岡町高齢者実態調査報告書について
  3. 忠岡町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定に向けて
  4. その他

## ■資料

- 資料 1：忠岡町第7期介護保険事業計画及び第8次高齢者福祉計画策定委員会委員名簿  
資料 2：忠岡町第7期介護保険事業計画及び第8次高齢者福祉計画策定委員会設置要綱  
資料 3：忠岡町第7期介護保険事業計画及び第8次高齢者福祉計画策定のための  
アンケート調査結果の概要  
資料 4：高齢者福祉施策・介護保険制度の動向  
資料 5：第7期計画の策定スケジュール  
参考資料：総合福祉センター及び福祉バスの運営状況について

## ■出席者【委員】

- |         |                   |
|---------|-------------------|
| 行 貞 伸 二 | 大阪体育大学講師          |
| 西 出 富 譽 | 忠岡町老人クラブ連合会会長     |
| 廣 部 尚 武 | 泉大津市医師会代表         |
| 寺 本 正 徳 | 忠岡町歯科医師会代表        |
| 辻 内 秀 美 | 泉大津薬剤師会代表         |
| 久 保 亜由美 | 忠岡町居宅介護支援事業者代表    |
| 上ノ山 幸 子 | 忠岡町社会福祉協議会会長      |
| 勝 元 芳 夫 | 忠岡町民生・児童委員協議会会長   |
| 森 野 良 勝 | 忠岡町国民健康保険運営協議会会長  |
| 是 枝 綾 子 | 忠岡町議会福祉文教常任委員会委員長 |
| 石 原 廣 二 | 忠岡町身体障害者（児）福祉会代表  |
| 樋 口 早智子 | 心身障害者（児）福祉会代表     |
| 大 津 雄 大 | 忠岡町介護福祉施設代表       |

中 谷 由 美 忠岡町福祉事業所連絡会会長

■欠席者【委員】

高 見 晃 市 忠岡町自治会連合会会長  
井 下 知 子 忠岡エイフボランタリーネットワーク副会長  
角 田 龍 哉 大阪府和泉保健所代表

■出席者【事務局】

健康福祉部 東部長 いきがい支援課 泉元課長、仲岡、柳田

■出席者【コンサル／(株)ぎょうせい】

河野 恵子

■傍聴者

3名

次第1. 委嘱状交付式

町長より、代表として行貞委員に委嘱状が手渡された。

次第2. 町長挨拶

皆さん、こんにちは。忠岡町長の和田でございます。皆様方、お暑い中、また、お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。皆様におかれましては、福祉行政、とりわけ介護保険行政に対する格別のご理解をお示ししていただきますとともに、このたび策定委員へのご就任をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、介護保険制度がスタートしてから18年目に入っています。ご承知の通り、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画は、3年を1期として定めることになっており、皆様方にご審議いただく計画は、平成30年度から3か年の計画を定めることとなります。本計画は2025年には、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となるほか、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化はさらに進展するものと見込まれております。ちなみに、本町の高齢化は6月現在、27.9%でございます。委員の皆様方におかれましては、大変申し訳ございませんが、平成30年3月までの期間、色々なご意見をお聞かせいただきたいと存じております。よろしくお付き合いのほど、お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次第3. 委員紹介

委員名簿順に、事務局より委員の紹介がなされ、併せて事務局及びコンサルの紹介がなされた。

次第4. 忠岡町第7期介護保険事業計画及び第8次高齢者福祉計画策定委員会設置要

## 綱の説明

資料2に基づき、事務局説明（略）

### 案 件

#### 1. 委員長及び副委員長の選任について

委員長及び副委員長選任について、委員より事務局一任のご意見があり、了承され、事務局から、委員長に行貞委員、副委員長に廣部委員とする案が示され、ともに委員の拍手により承認された。

#### 委員長あいさつ

ありがとうございます。大阪体育大学の行貞と申します。また、今回もよろしく願いいたします。介護保険制度が、先程、和田町長よりお話がありました通り、2000年に始まってから随分時間が経ってしまして、3年ごとに見直しということで、その間には、元々はとてもシンプルな制度であったものが、介護予防であるとか、地域包括ケアシステムの構築といった動きがあり、さらに、制度の中身で言えばどんどん細かく複雑化しているという側面があります。さらに、その中でも、各自治体であるとか、自治体における各団体、また、住民の皆さんに対する期待というか、制度の中における役割が一方ですますます増大しているということで、制度が複雑化しているけれども、住民はますます協力していく必要があるということで、なかなか大変なことになっていくであろうと思います。そういう意味でも、この集まりはとても中核的なものであると思います。21世紀が進んでいく中で、これからの介護をどのように忠岡町でつくっていくのが、ますます町においても問われていくこととなりますので、皆さんとご一緒にできるだけ議論を進めていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 2. 忠岡町高齢者実態調査報告書について

資料3に基づき、株式会社ぎょうせい 河野が説明（略）

委員長：ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

委員：素朴な疑問ですが、この2つの調査が今回、対象者に送付されたということなんですが、7ページにチェックリストがありますが、これを回答された方、これがチェックリストになるわけですね。

事務局：25項目ありますが、それに対応しています。

委員：要はどういう状態であるか把握するという目的で。

事務局：チェックリストは国が定めている項目ですので、それを織り込んで調査をするという形になっています。

委員：この回答は匿名ですか？それとも回答があると必ず町の方は誰が回答したか確認できているのですか？

事務局：この日常生活圏域ニーズ調査は、回答者の特定はしていません。

委員：ちょっとあれ？と思ったのは、折角経費を使ってこの調査を行い、7ページには「チェックリストによりサービス事業対象者と認定された方になります」と記載していま

す。そういう方には、「それぞれの高齢者に適したサービスを勧めることとなります」とあります。単純に、勧めるという目的が大きくなるとするならば、回答をくださった方がどういう方で、この方には勧める必要が無い、この方にはサービスを勧めるの  
がいいのではないかと判断材料にするという機能があるのではないかと思うのですが、この調査は65歳以上全員の方ではないわけですね。その辺りはどういう思惑があったのでしょうか。

事務局：国がチェックリストを作成して調査をなささいということで、昔は特定高齢者、今でいう二次予防事業者の把握をなささいということでしたが、平成27年度から必ず  
なささいということではなくなりました。今回はアンケート調査ですので、大体どの  
程度の人数がいるのかを把握するため、調査を行いました。忠岡町では、平成27年度  
に全員に送って調査はしています。27・28年度と二次予防事業対象者となった方には、  
介護予防事業教室の案内をさせていただき、参加をお願いしている状況です。今、  
そういう状況ですが、チェックリストの対象者は、65歳以上の高齢者は4,800人程  
いらっしやいまして、認定者を除くと3,800人程になりますが、その方に送って、返  
送していただいて、その結果を返すとなると、郵送料等手間のほうが大きくて、実際  
に要介護になる恐れのある人を把握するには事務的経費が大きくなりすぎるので、国  
は必ずなささいということではなくなっている状況です。今は、介護予防について広  
く住民の方に参加していただくような形が各市町村で始まっているところであり、介  
護予防事業を進めていく上で、健康体操など各市町村で広めているというような状況  
です。ですので、今回は、どの程度の割合でいらっしやるかを把握するための資料と  
して使わせていただくということです。

委員：ただ、どのような現状であるかが分かれば、方策もあるでしょうが。匿名である  
というところが、サービス利用対象者であっても分からない。経費を使いながらその点  
が無駄になっているのではないかという思いがある。もうちょっと有意義にこの調査  
をするのなら、全員にされたらどうかと思いました。

事務局：今回、国ではアンケート調査に対しては全国的な比較をする上で、見える化シス  
テムを使う上で、アンケート調査項目についてはある程度決められた範囲内で、あと  
はオプションを付けて結構ですという形になっていました。全国的に聞きますと、規  
模が大きくなりますので、当然各市町村も全数調査は難しいと思いますし、国は調査  
した方を追跡調査しなささいということもあったのですが、アンケート調査をする上で、  
3年後に同じ方にする場合、それもどうか、他の方はおいといてということになりま  
すし、今回は、認定を受けている方については、認定結果とリンクさせる上で番号を  
付けさせていただき、どの方の回答かが分かるようにはさせていただいたのですが、  
一般の方は全数調査も難しかったこともあり、無作為抽出にさせていただきました。

委員：今、言われた通り、気になる回答をされた方がいらっしやった場合、忠岡町は声か  
けないのか、皆さん気になったところでもあり、心配な方の対応は何とか考えてい  
ただきたい。全員に調査していないのは仕方がないとはいえ、把握できている範囲で、  
何とか追っていただきたいということをお願いしたいと思います。それについても質  
問ということでお答えいただけますか。

事務局：第6期の平成27年度が始まった時には、全数のチェックリストの調査を行いまし

た。27年度から国は全数調査しなくてもいいですよということにはなったのですが、させていただきます。そういうご意見を踏まえまして、次の計画策定時には、全数をするのは費用的にも難しいので、地区別に分けて3年ごとにするのか、その辺りの方法を考えていきたいと思っています。

委員：介護とかは申請に基づくので、気になっても本人が申請しなければ、何も受けられないということではありますが、予防ということであれば、アンケートをとってこの人は予防の範囲を超えている、介護の必要な人は放置しないということで、対応を是非とっていただきたいと思います。全数調査をしてから何年か経っているとやはり介護度も進んでいらっしゃるでしょうし、是非お願いしたい。

事務局：方策については考えていきたいと思っています。

委員：質問というか、意見も含めてですが、分かりやすいところで、39ページの介護離職を防ぐとか、老々介護の負担を減らすとかということでの質問で、調査の回答が必要な時にショートステイが利用できる体制が今ないということとか、緊急時に夜間の泊りができる所がないというのは切実だと思います。実は私の両親も近くに住んでいまして、要介護5の父を80を超えている母が在宅介護をしています。ショートステイを月1回利用したいと思っても、施設がこの日しか空いていませんということで、他のサービスが入っている分をよけて、そこに入れるので、色々サービスを動かすことになって、本当にしんどい時に利用できないということで。これは施設が悪い訳ではないのですが、施設も入所されている方の介護が優先なので、それ以外のショートステイ利用者を看るほどの職員の体制がとれないということからそうなっているということなので、これについて、国の介護報酬も引き上げてもらって、職員の方の給与の保障もして、体制もとれるようにしてもらおうということなしには、なかなかショートステイを増やすということ、希望する通りにするのは難しい話だと思います。なので、そういったことを国に言っていただきながら、忠岡町の今回の介護保険計画・高齢者福祉計画では、今回の調査ではっきり出ている。みんなが困っている、介護事業者も困っている、介護者も困っているということで、これについて町独自の何らかの対応を、補助金か何か考えていただいて、少しでもショートステイが希望する時に利用できるようにしていかないといけないと思います。これは意見ですが、忠岡町はショートステイを、緊急の時でも必要な時にはいつでも利用できる体制については、どのように考えていますか。

事務局：介護保険制度下でショートステイを利用するということになりまして、ベッド数が足りないのか、果たして介護される方のショートステイ従事者が少ないからなかなか受け入れてもらえないという状況なのか、その辺りは実態が分かっていません。最近では、お泊り日が増えていますが、たまに緊急時に利用したいという時には、利用できないということはあるかと思っています。今の介護サービス自体が計画に基づいて、週単位、月単位で動いているので、他のサービスも含めてショートステイを入れるという形になりますので、なかなか緊急時には利用できない、職員体制もとれないということかと思っています。特に年末・年始はデイサービスが休みになることもあり、家族介護ができない方が利用されますので、何か月前から予約しないと無理だという状況は聞いています。それを町独自でどうのこうのということでは、なかなか解

決策が分かりませんが、基本的に介護報酬が少ないからとは言いきれない部分もありますし、複雑な部分もあるかと思います。今、解決策という答えがないのですが、現状はそういうことだろうと認識はしています。

委員：続いて質問を。こうって、はっきり出ていることですし、これについては介護離職をなくしていくんだ、負担を軽減していくんだということ、忠岡町も介護保険計画で謳う訳ですよね。だったら、これもちゃんとしていただきたいですし、第6期の介護保険計画を見ても、短期入所生活介護の分でも必要な人数で割ると、1人当たり年間7.6日しか利用できないような数になっているので、利用しない人もいらっしゃいますが、こんな日数は少なすぎると思うので、計画の推計そのものもきちんと実態に見合ったような数にしていくべきであろうと。こんな少ない日数では介護離職出てきますので、その辺りはちゃんとしていただきたい。

委員長：ありがとうございました。この点について、町から何かありますか。

事務局：計画で数値を算定するということになりますと、全体的には保険料算定も関係してくるので、他のサービスもからめてどうなのかということをお勘案しながら適切な数値を計画に載せていきたいと思っています。

委員長：ありがとうございます。今のご質問に関連して、ショートステイを運営されている福祉施設では、今のご意見についてどういう実態かを、私も教えていただきたいのですが。

委員：今の案件に関してですが、色々な部分で現場サイドでも問題が起きている部分があります。勿論、スタッフ数が維持できない部分もありますし、ショートステイを受ける側も、まず、利用者の方を第一に考えないといけない部分があります。緊急時に利用できない一つの理由として、一泊のお泊りに関しても、危険が伴います。ショートステイ、入所にしても体験という形をとる部分もありますので、そういったところで、急にお話いただいても、急に受け入れられない部分もありますし、勿論、第一の原因として挙げられるのが、慢性的な人員不足という部分がありますので、それに対してもお答えにくい部分があるのはあります。ショートステイを利用できない第一の理由としては、受け入れる側の人員確保ができていない部分があるので、お受けできない部分もあるかと思います。

委員長：ということは、ベッドはあるけれども人がいないということですか。

委員：そうですね。

委員長：分かりました。ありがとうございます。

委員：すみません、ショートステイとはちょっと違いますが、医療機関で緊急時のレスパイト入院というものがあるそうなんですが、それは医療機関の善意でやっていただくものだということで、やっている所が少ないということ。勿論、医療機関も体制がとれないのでそうなっているということ。ですが、医療機関でのレスパイト入院ができるように、忠岡町で調整していただけたらとも思っています。よろしく願いいたします。

事務局：忠岡町も入院施設が少ないですけど、別な話ですが、重症心身障害者で具合が悪いという方に対しては、大阪府ではレスパイト入院を進める上で、お金も確保して病院を紹介したりしています。大阪南部にも数か所あることはあります。どこまででき

るかは分かりませんが、先程、言われたように、リスクは当然ありますので、一泊でも預かることになる、その間に何かあった時には受入れ側の責任にもなりますので、どこまでできるかはまた、調査させてもらいたいと思います。

委員：よろしくをお願いします。

委員長：ありがとうございました。では、案件2については、他にはよろしいでしょうか。

それでは、続きまして案件3の忠岡町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定に向けての説明を事務局よりお願いいたします。

### 3. 忠岡町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定に向けて

#### 資料4、資料5に基づき、事務局説明（略）

委員長：ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございましたでしょうか。

委員：資料4の高齢者福祉施策及び介護保険制度の動向で、1つだけ絞ってお聞きます。

3ページの「1 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進」というところですが、今回、評価指標に基づくインセンティブということが国から出されてきていて、まだ細かいことは分からないということでしたので、細かいことはお聞きしませんが、その上に和光市、大分県ではと書いてある要介護認定率が下がっている所の例を示しているところを見ると、認定率を下げた所にはお金をいっぱいあげますということで、逆の上がった所はどうなるのか、そういうことですね、インセンティブというのは、そんなひどいことをして、各市町村を競争させて介護の認定を下げている、介護から卒業させよう、ということが行われるということは、利用者、住民からとっては、受たい介護が受けられないことになるということで、問題だと思います。で、それをするための地域ケア会議という、普通に多職種が話し合っているいい地域ケア会議ならいいのですが、これを色々ネットで見ましたら、自立支援型 地域ケア会議とか、ケアマネジャーさん叩きをする会議であるということで、今はケアマネジャーさんの裁量権でこの人にはこのくらい必要であると、実態を見てケアプランを立ててくれているのを、こんなものは必要ない、目標が達成できていない、悪くなっているのではないかとということで、削られるという会議だというように見ました。そんなことをされたら、必要な人が受けられない、はずされた受け皿をボランティアか何かでやってもらえというような、そういう仕組みになっているということになっているので、地域ケア会議というものを、今度の計画で作りなさいということになっているらしいのですが、それは絶対置かないといけないものなのか、それともそのような中身ではなく、本当にケアマネジャーさんの裁量権も認めて、ちゃんと利用者が安心して受けられるようなケアプランにしてもらえるのか、忠岡町はその点はどのようにお考えですか。

事務局：今回、計画で国はインセンティブというものを付けるという形になっていまして、単純に要介護認定率を下げたから交付金がどうのこうのではないと思います。全国的に見ても色々な自治体があると思いますので、特に後期高齢者の多い所は認定率が上

がっていくのは当然だと思いますので、それに対してどうのこうのではないと思っています。サービスの利用については、適正なサービス利用を我々が阻害するようなことは考えておりませんので、認定は認定として申請していただいて、地域ケア会議が多職種連携とか、サービスのあり方、資源の開発であり、事業者間の交流とか、利用者の処遇改善に向けてどうなのかなどを検討する場と考えておりますので、それをサービス削減の場であるとか、そういったことは想定していませんので、その辺りはご安心いただけたらと思っております。

委員：もう一点、その資料の5ページの「3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進」というところで、共生型サービスということで、障害者の福祉サービスと介護保険のサービスの両方ができるというようなものをつくるということらしいのですが、先程の説明では、65歳になった障害者の方が介護保険に移るという障害者の65歳問題ということを書いていましたが、逆にそんなことは言っていないのですが。障害者のケア、子どもも含めた障害者サービスと高齢者の介護とは対象者も違うし、ケアの中身も違ってくると思うのですが、これを一緒にやってうまくいくのでしょうか。現場の方は、これをどう思っているのでしょうか。利用者はやってみないと分からないなということですが。

委員長：ありがとうございます。そうしましたら、今のご質問について現場の方はどう考えるかということですが、どなたかご意見いかがですか。

委員：確かに、これは一緒になったらということですが、1つの事業所で介護も障害も書類を提出できるという思いはあります。一番大切なのは、医師の診断と所見が必要になってきます。それから始まります。障害があって65歳になると、身体的にもヘルパーさんに比重がかかると思いますが、自分も明るく前に進んでいく姿勢が必要であり、あれしてくださいという伝達というか、コミュニケーションがとれば、うまくやっていけると思います。この頃は認知症の人も多いし、老々介護の人も多いけれども、視点を変えれば、十分できていくと思います。やはりお互いさま、つないでいかないといけないと思います。

委員長：ありがとうございます。利用者からの視点のコメントだったと思いますが、事業者側からの視点でいかがですか。

委員：共生型サービスについてですが、やってみないとわからない部分もありますし、国が進めていく中で、フロア別の対応等であれば、安易にコメントしてしましますが、いける部分もあるのかなと、憶測でしかないのですが、実際、高齢者施設に来られた事例があるのですが、なかなか受け入れてもらえなかったこともあるので。それは利用者同士の中ですが、そういった部分もあるので、実際に進んでいくと問題点が出てくるのではないかとこの部分もあるのではないかとと思いますが、こればかりは進めていって試行錯誤しながらやっていかないとわからない部分があります。

委員長：ありがとうございました。他に何かご意見等ございませぬか。障害も、元々三障害だったのが、一つの法律になって、サービス内容も変わっていくなどがあり、これも一つの成果だとは思いますが、今まで分けていたものを合わせて柔軟に制度運営をしていこうということなんだろうと思います。ご意見にもありましたが、今の段階ではやってみないとわからないことも多いということだと思います。



委員：このことで、私の理解が不十分なんですけど、読む限り今、議論する話ではないと思いますが、障害福祉サービス事業所等に介護の機能を加えるという意味でしか読めないのですが、障害福祉サービス事業所であれば、介護保険事業所指定を受けやすくできるということしか書いてないので。例えば、発達障害児の放課後デイサービス事業所がかなりたくさんあちこちにできていて、そこで高齢者を受けさせようということなのか、平たく言えばそんなふうに思っていますが、そういうことではないのでしょうか。

事務局：それはこの資料では分かりませんが、障害福祉サービスということであれば、ピープルハウス忠岡では、ライティングスクール泉北という知的障害者の施設がありますが、そこで高齢者を受け入れるのかどうかというのは、ちょっとピンとこない部分があります。障害者施設、高齢者施設が偏っていて、それぞれないという地域があれば、高齢者の方も障害者施設を利用してよいのではないかというレベルかなと私自身は思っていますが、放課後デイで高齢者を預かるのは難しいかなと。義務教育の範囲内の子どもさんですので、そこで高齢者を預かるのは難しいのではないかと、個人的な意見ですが、思っています。

委員：例えばということで、障害者の事業所がちょっと思いつかなかったの。

委員長：ありがとうございました。他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

委員：単純に思うのは、障害者の方を別にしても、希望する人を全部受け入れる状況ではないということですね。人材が不足しているからということで。それを障害者の方もということになると、よけいに受入れが難しくなるのではないかと、単純に思います。それを各市町村でやれというのは、どういうことかと思いますが。

委員長：サービスが高齢と障害とこれまで大きく分かれていたのが、ドッキングするとか、例えば、サービス配分の点で不経済、非効率な点があったという面があり、それを合理化しようという側面でのサービスの統合化という流れがあったと思いますが、今後高齢化が進み、高齢者のサービスが不足するという見通しの中で、一方で、要介護化ということで見れば、提供されるサービスが共通のものがあるのではないかと、いう時に、大きな視点で見れば考えられると思うので、考え方としてはあり得るかなと思います。ただ、忠岡町という町域の中で考えると、それは別の話かなと思います。それは地域の実情や将来予測、サービスの実態等を踏まえて、これから考えていくことだろうと思います。

委員：65歳以上になったら、明日から介護保険サービスなので、この事業所は利用できませんよというような、そんなご無体なことがおきないように、障害福祉サービス事業所も介護の事業所として登録できれば、皆さんいいのではないかと個人的には思います。もう一つ、障害のサービスと言っても、身体障害の方と精神の方、知的障害の方、それぞれ特性が違いますので、特に精神障害の方や知的障害の方は、新しく介護保険の事業所を利用すると、介護のスタッフもその方の障害の特性があまり分かっていないことが多いので、実際に難しいことが起きるのが現状だと思います。なので、障害の特性をよく分かっている事業所さんが、介護になっても利用できればいいのではないかと、障害福祉サービス事業所もその人が介護になった時にもスムーズに利用できるようなになればいいのではないかと、そのように希望しています。

委員長：ありがとうございました。貴重なご意見でした。他にいかがですか。それでは、本日予定していました案件はすべて終了しました。何かご意見等ございますでしょうか。ないようですので、事務局にお返しします。ありがとうございました。

事務局：委員長ならびに委員の皆様方には、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。以上をもちまして、本日の忠岡町第7期介護保険事業計画及び第8次高齢者福祉計画策定委員会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。